令和３年第４回　飯塚市議会会議録第６号

　令和３年６月２４日（木曜日）　午前１０時０３分開議

○議事日程

日程第１４日　　６月２４日（木曜日）

第１　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第７号　坂平末雄副議長に対する副議長辞職勧告決議

第２　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５８号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）

（２）議案第６０号　飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

（３）議案第６１号　飯塚市税条例の一部を改正する条例

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第６５号　飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例

（２）議案第７２号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号）

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第６２号　飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

（２）議案第６３号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

（３）議案第６４号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

（４）議案第６６号　飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

（５）議案第６９号　財産の譲渡（中三集会所建物）

（６）議案第７１号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号））

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５９号　令和３年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）

（２）議案第６７号　飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（３）議案第６８号　市道路線の認定

（４）議案第７０号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第１号））

第３　常任委員会の閉会中の継続審査事件

第４　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第８号　学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書の提出

第５　報告事項の説明、質疑

１　報告第　６号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

２　報告第　７号　継続費繰越計算書の報告（令和２年度 飯塚市一般会計）

３　報告第　８号　継続費繰越計算書の報告（令和２年度 飯塚市下水道事業会計）

４　報告第　９号　繰越明許費繰越計算書の報告（令和２年度 飯塚市一般会計）

５　報告第１０号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越

６　報告第１１号　公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況

７　報告第１２号　一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況

第６　署名議員の指名

第７　閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

　これより本会議を開きます。「議員提出議案第７号」を議題といたします。地方自治法第１１７条の規定によって、坂平末雄副議長の退場を求めます。退場されていますので、提案理由の説明を求めます。９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　提出者６名を代表し、「議員提出議案第７号　坂平末雄副議長に対する副議長辞職勧告決議」の提案理由を説明いたします。本議案は、決議案ですので案文を朗読し、説明にかえさせていただきます。

坂平末雄副議長は、令和３年第３回飯塚市議会臨時会において、議長であった上野伸五議員より開会直後に議長の辞職願を受け取ったのにもかかわらず、先例に従い緊急事件として取り扱うことをしなかった。

さらに、辞職願提出後に開かれた２０日の議会運営委員会においても、辞職願が出されたことさえ公にすることもせず、辞職願が出されたら当然に行われるべき日程追加をすることを怠った。

議長の辞職の許可は、先決事項であり、この行為は決して許してはならない。

また、２０日の本会議において、延会が否決されたにもかかわらず、会議時間延長の手続を行わず、議会の議決を無視する行動を取った。

そして、２４日の本会議においても、開会前に複数の会派から先例どおり、議長の辞職の許可とその選挙を議会の最優先事項として取り扱うよう強く求められていたのにもかかわらず、議長の議事整理権を濫用し、議長の辞職の許可とその後に行われるべき議長選挙をいたずらに延ばし、議会の代表者を速やかに選出する議事を運営せず、議会を混乱させた。

また、その中で、本会議で、議長の辞職を緊急事件として直ちに議事日程に追加し、辞職の許可を諮るよう求める動議が出されたのにもかかわらず、休憩とした上で、会議を開かなかったばかりか、適法に提出された開議請求にも応じなかった。

２５日の本会議においても、辞職の許可後は、速やかに行われるべき議長選挙をいたずらに延ばした。

以上のような議事運営は、地方自治法等違反の懲罰にも当たると思われ、立法機関の職にある者として、また議長が事故あるときに代理してその職を務める副議長として、とても容認できるものではない。

議長及び副議長の最大の使命は、公正な議会の運営であり、それは議員との信頼関係の上に成り立つ。

議長の辞職の許可を速やかに諮らず、議決を無視し、議長選挙を妨害した今回の副議長の議会運営は、公正な議会運営とは対極にあり、議員との信頼関係を壊す暴挙である。

よって飯塚市議会は、坂平末雄副議長に対して直ちに副議長を辞職されることを勧告する。以上、決議する。以上です。最後に皆さまのご理解とご賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（松延隆俊）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり　）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　私のほうから、ちょっとわからないので、経過も含めて質問したいと思いますが、「議員提出議案第７号　坂平末雄副議長に対する副議長辞職勧告決議」についてですけれども、第３回の臨時議会が５月にあったのですけれども、そのときに議長の辞職願が出されたのが２０日ということなのですが、その流れと、それからの経過について少し説明を求めたいと思いますが、これは議会事務局になるのかな、わかりませんけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

　ただいまご質疑のありました令和３年第３回臨時会の会議経過についてご説明をいたします。

まず、５月１７日に議会運営委員会がありましたけれども、それはちょっと省略させていただきまして、５月２０日ですね。まず、本会議を１０時に開会いたしました。それで会期の決定をいたしまして休憩をしております。

その後、休憩した中で議長から副議長に対して辞職願が提出されました。それを受けまして、代表者会議が開かれております。代表者会議においては、議長の辞職についてということで出たのですけれども、この中で、議案を先に審議するということが提議されまして、それについては、代表者会議の中で了承をされております。

それを受けまして、議会運営委員会が開催をされまして、会期日程の変更についてを諮っております。これは全会一致で可決されております。

それを受けまして、本会議を再開し、日程変更、あと議案の提案理由説明、質疑、委員会付託を先にすることで、日程変更が可決されまして、その後、議案の提案理由説明、質疑、委員会付託までしております。

その後、本会議を休憩をしまして、代表者会議が開催されました。代表者会議の中では、この時間がちょうど１５時４３分の開会となっております。この中で、本日の議事については、延会とすることについて提議がなされております。

それを受けまして、本会議を再開しましたのが１５時５３分。その中で、副議長が議長席に座っておりましたけれども、延会の議決を諮りましたら、これについては否決されました。その後、本会議を休憩をしまして、午後４時に閉議時間到達による自然延会というふうになっております。

翌日５月２１日に、総務委員会が開催されました。これはまだ常任委員会の選任が新たにされておりませんでしたので、旧委員による委員会の開催となっております。

続きまして５月２４日、月曜日ですけれども、まず、議会運営委員会を９時半から開催しております。会期日程の変更についてここで提案されておりますが、この中で委員の中から動議が出ました。１つは、当日の本会議冒頭に議長の辞職許可を日程に追加することを求める動議ということで提出されております。その後、代表者会議の開催、議会運営委員会を休憩して代表者会議も開催されましたけれども、議会運営委員会を再開しまして、その中で、市長提出議案の採決の後に、議長の辞職を日程に追加することを求める動議ということで、動議が競合しております。それぞれ採決を行った結果、市長提出議案の採決の後に、日程に追加することを求める動議は可決されました。本会議については、それに基づいて運営がされることとなっております。

その後、１３時３０分から本会議が再開されましたが、冒頭に川上議員のほうから、議長の辞職を日程に追加し、直ちに議題とすることを求める動議が提出をされております。ただし、これについては賛成者がいらっしゃいませんでしたので、動議は不成立となっております。

その次に、江口議員のほうから、５月３１日まで会期延長を求める動議というものが提出されまして、所定の賛成者があり、これを日程に追加した上で可決をしております。その結果、会期が５月３１日まで延長されました。

その後、江口議員のほうから、また、議長の辞職を日程に追加し、直ちに議題とすることを求める動議ということが提出されましたが、それが先ほど川上議員から提出された動議と同じ内容のものになっております。これについては議運の決定とは異なる内容でございました。これに関して、運営がちょっと混乱すると思われましたので、本会議を休憩をしたまま、その後、開かれておりません。

その後、地方自治法に基づく開議請求が提出されましたが、その後、本会議は再開されませんでしたが、最終的に午後８時ごろ、記憶がちょっと、はっきり時間というのが申し上げられないんですけれども、午後８時ごろにこの開議請求というのは取り下げになっております。

続きまして、５月２５日、火曜日ですけれども、９時３０分から議会運営委員会を開催をしております。会期日程の変更についてということですけれども、この中で、昨日、江口議員から出された動議については取り下げるというふうな申し出があっておりますので、それを受けまして、本会議の運営については、市長提出議案の採決の後に、議長の辞職許可を諮るという流れに決定をしております。

それを受けて、本会議を開会し、委員長報告、質疑、討論、採決。それから報告事項の説明、質疑までいきまして、休憩をして１３時から本会議を再開し、飯塚市議会議長の辞職についてを可決をしております。

その後、また休憩をしまして、本会議を再開しましたのが１５時１３分。これは日程追加で、「選挙第１号　飯塚市議会議長の選挙」という形で選挙を行っております。そこで議長が決まりましたので、その後、代表者会議を開きまして、議席の一部変更について、一部事務組合議会議員の選挙及び議会選出各種委員等の選出について、監査委員の推薦について、議会運営委員会委員、常任委員会委員の選任について、こういったものを全て議題としましたら、これは全て持ち帰りとなりましては、その後、１８時３分、本会議を再開して、この日は延会をすることで議決をしております。

次に、５月２６日ですけれども、９時３０分から議会運営委員会を開催しまして、延会となった議事がありますので、そういったものを新たに掲載する会期日程の変更についてを協議をしております。

その後、１３時２０分から代表者会議を開催しまして、昨日持ち帰りとなっておりました議席の一部変更、監査委員の推薦、一部事務組合議会議員の選挙及び議会選出各種委員等の選出、それと議会運営委員会委員、常任委員会委員の選任の調整をしております。それが確定しましたので、その後、議会運営委員会を１４時３３分から開催しまして、議席の一部変更について、飯塚地区消防組合議会議員の選挙、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙、議会運営委員会委員、常任委員会委員の選任について調整をしております。

これを受けまして、本会議を１５時３分から開会しまして、議席の一部変更、飯塚地区消防組合議会議員の選挙、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙、議会運営委員会委員の選任、常任委員会委員の選任をしております。

ここでまた休憩をしまして、議会運営委員会、常任委員会委員の正副委員長互選を行った後に、代表者会議を開きまして、議会選出各種委員等の選出、この日は延会にするということを協議をしております。その後、１６時３３分から本会議を再開しまして、正副委員長の発表をし、直ちに休憩をしております。

その後、また議会運営委員会を開催しまして、追加議案、これは監査委員の人事議案になります。これの説明及び質疑、延会を諮ることについて協議をしまして、本会議を再開し、それから１７時４分、人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決、それから延会の議決を諮っております。

５月２７日は休会となっておりまして、５月２８日、最初に代表者会議を開いております。１０時２０分からですね。その中で、議会選出各種委員等の選出について調整をしました。それから、この日は、会期は３１日までとなっておりましたけれども、この日で全ての議事が終了しますので、臨時会の閉会についてということを諮りまして、その後、議会運営委員会を開催をしております。１０時３５分からです。

内容は会議日程の変更について、議会選出各種委員等の選出について、それから閉会についてとなっておりまして、１１時８分に本会議を開会し、議会選出各種委員等の選出、署名議員の指名、閉会を最後に可決をしまして、１１時１２分に第３回臨時会は閉会をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　詳しい説明ありがとうございました。聞いたところによるとやはり、しっかり基幹会議という言い方はどうかわかりませんが、しっかり代表者会議をやって、それで議会の会議である議会運営委員会の中で、それを基本に臨時会を進めていって問題はないということで、理解してよろしいということでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

　今回、決議案が提出されておりますけれども、この中でちょっと事務局が確認している事実とちょっと異なる見解がございますので、その点について、ご説明させていただければと思っております。

まず１つ目なんですけれども、この決議案の４行目からございます、「さらに、辞職願提出後に開かれた２０日の議会運営委員会においても、辞職願が出されたことさえ公にすることもせず、辞職願が出されたら当然に行われるべき日程追加をすることを怠った。議長の辞職の許可は、先決事項であり、この行為は欠して許してはならない」というふうにございますが、飯塚市議会におきましては、議会全体に関わる問題についての方向づけにつきましては、基本的に代表者会議で協議を行うことを申し合せております。

議長辞職の取り扱いにつきましては、これまでも、代表者会議において協議した後、議会運営委員会において取り扱いを決定しているところでございます。今回、臨時会初日において、会期決定の後、本会議を休憩して開催されました代表者会議におきまして、副議長のほうから議長の辞職願が提出された旨の報告がなされております。その取り扱いについて、辞職許可の日程追加を諮る具体的な時期については協議が整っておりませんでしたが、執行部の提出議案を先に審議することについては、代表者会議の中で了承されておりましたので、その後、日程の順序変更を議会運営委員会に諮り、本会議でも諮りまして進めたものでございます。したがいまして副議長が怠ったというふうな表現がございますけれども、これは事実と異なるのではないかというふうに考えております。

　次に、ちょうど中段あたりに「また、その中で、本会議で、議長の辞職を緊急事件として直ちに議事日程に追加し、辞職の許可を諮るよう求める動議が出されたのにもかかわらず、休憩とした上で、会議を開かなかったばかりか、適法に提出された開議請求にも応じなかった」というふうに表現がございますけれども、当日、先ほど説明しましたけれども、当日の朝に開催されました議会運営委員会におきまして、本会議の冒頭に、議長の辞職許可を日程に追加することを求める動議が川上議員から出されております。佐藤議員のほうから、市長提出議案の採決の後に日程に追加することを求める動議がそれぞれ提出され、動議が競合する中で、採決を行いました結果、市長提出議案の採決の後に日程に追加することを求める動議のほうが賛成多数で可決されましたので、その流れで予定をしておりましたところに、実際にはそれと違う、異なる内容の動議が提出されたため、運営が混乱するということで休憩をしたものでございます。

それと「適法に提出されました開議請求」ということでございますが、開議請求につきまして議長に対して提出するものとなっております。この時点でまだ上野議長は辞職されておりませんでしたので、議長のほうで、本来開議すべきところであったと思いますし、仮に議長が事故あるときにであれば副議長が、坂平副議長が会議を開くべきだったかもしれませんけれども、最終的に先ほども説明しましたように、開議請求につきましては午後８時ごろに取り下げとなっております。そのあたりが実際に事実と異なるというふうに私ども思っております。それで何か記載が不足している部分があるのかなというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　ほかに質疑はありませんか。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　提出者にお尋ねいたしますが、今、議会事務局で２０日から２４日の流れが、るる説明ありました。私も代表者会議に入っておりましたので、代表者会議の中で、先に執行部より提出された議案について審議するということで了承し、そして議運にその旨―――、それを１回持ち帰ったと思います。持ち帰りまして各会派合意、それで良いということで合意に達して議運にかかったというふうに理解しておりますので、スムーズに流れていけば２４日の日に議長の辞職が、ここに書かれておりますように、議長の辞職について承認され、そして議長を新しく選出されるのは、２４日にはできたのではないかというふうに理解しておりますけれど、結果として、２５日の本会議において動議が出されたから、３１日まで会期が長くなったということで、何か余裕ができたので、審議が、余裕を持って審議に進んできたというふうに理解しておりますけど、今、議会事務局の説明と私が言った内容について、流れが、受け取り方が、どうもこの文面とは違うようですけれど、その辺はどうお考えなのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　提出者の１人として今の点について答弁いたします。先ほど議会事務局の説明があったのはそのとおりかもしれませんが、他方で飯塚市議会においては、正副議長から辞表が出た場合、それを先例事件として取り扱ってまいりました。この取り扱いについては、飯塚市議会のみならず、全国、どこの市議会でも、同様に先例事件として取り扱うべきであると、ものの本にも書いてございます。当然のことながら、今回に関しては、一番最初から、最初の開会前の議会運営委員会のときから、議長の辞職願は提出されているものではございません。ただ、一番最初に予定されていたのは、議会運営委員会委員の選任、そして各常任委員会委員の選任、そういった議会人事が先に組まれていました。そしてその後に、市長提出議案の処理が組まれていました。一旦会期が始まって、そして会期決定をして、そして休憩となり、辞表が提出されたわけですが、通常の、今までの飯塚市議会の運営では、その段階でこれを先例事件として取り計らうという形をやってきております。当然のことながら今回もそうすべきであったと思っています。そしてまた、あともう１点。質問がちょっとわかりづらいので、すみません、もう一度。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議会事務局が説明した内容と私が代表者会議等、そして理解している内容と、ここに書いている内容との違いがあるので、その違いについて、どういうふうに考えているかということですよね。要は、議会事務局が説明した内容、私は言った内容は、ここに書いている内容と違う。それについてどういうふうな考え方で、この文章になったかというお尋ねです。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　失礼しました。先ほど議会事務局のご説明の中では、２点だったかと思っています。議長の辞職の許可に関して怠ったのかどうか。それが異なるという点。その点については先ほど言ったように、取り扱いに関しては、先例が、辞職の許可は先例でございますし、またそれについては、他の議会でも同様であります。

ただ、現実にこの前に関しては、代表者会議の中で、そのような形で諮られたとは聞いておりますが、そのときに関しても多数決であったりとか、そしてまた、議長選挙を一番最後に、辞職の許可を一番最後にという発言があったとも聞いております。それについては、先例とはまるっきり違っており、当然のことながらやるべきこととは違うと考えています。

もう１点、私の発言した動議、２４日の本会議の中で、議長の辞職を急施事件とし直ちに議事日程に追加し、辞職の許可を諮るように求める動議を私が提出しましたが、それに関して議会運営委員会の取り計らいと違う。そしてまた、前に川上議員が同様の発言をしていることと重なるという点で確認が必要であったというふうな形で休憩に入る、その確認のために休憩に入る、そのことに関しては、やぶさかではありませんが、川上議員の発言に関しては、動議の成立要件を満たしていなかったので、動議としては成立しておりません。

そして、もう１つ、私のほうで発言をしておりますので、その動議が成立するかどうかは確認する。そして、その動議に対して採決を行う。ここまでは一連の流れとして、流れを切るにしてみても、その確認にとどめるべきものであり、その点については、議事運営については適当ではないという点でございます。

そして、その後の開議請求についてですが、確かに名宛人、開議請求の名宛人については、当時議長でありました上野議長が名宛人となりますが、当然のことながら、今まで議長は辞表を出した後は副議長に議事進行を任せております。今回についても同様に、辞職願を提出した後、代表者会議にも入っておりませんし、議場にも入っておりません。当然のことながら事実上の議事整理権については副議長に移っており、これについては副議長が責を負うべきものと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ここに「先例に従い緊急事件として取り扱うことをしなかった」ということですけれど、説明によると開会されて、その以後に議長が辞職願を出された。それで、それの取り扱いについて代表者会議が開かれた。開かれて代表者会議の中で、執行部提案の議案を優先的に審議しましょうよという提案が出されて、それを持ち帰って、会派は、その結果、代表者会議を開いて了としたという事実があるんです。了解したんです。それはなぜかと言ったら、今回の臨時議会の議案は、新型コロナウイルス感染防止のための対策を優先的にやるための予算の審議、専決処分の審議だったから、だから今の状況から考えたら、コロナ対策を優先すべきじゃないかと、議会の人事よりも、市民視線に立った場合は、そちらを優先していくべきじゃないかという提案が代表者会議になされて、そしてそれで了とされたと、代表者会議で了とされたのです。そういうふうに理解していますし、また説明もそういうふうにされております。あくまでも市民目線で議会運営したほうがいいんじゃないかということで提案されました。だから、先例に従いということを言われておりますけれど、どちらのほうに立って議会はその場で判断するかは、そのときそのときの判断によるのじゃないかというふうに思います。それで、それは見解の相違かもわかりませんので、お尋ねいたしますが、先例、先例と言っておりますけれど、先例というのは、今までそういうことで、先にやってきたという事実はあるかもわかりませんけれど、法的根拠が、先にやりなさいという法的根拠がどこにあるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　法的根拠と言いますが、法の中には実定法、実際に条文となっている法もありますし、片一方では慣例法もございます。先例というのは慣例法の一つであると思います。確かに実定法という意味ではございません。ただし、慣例としてそういった形でやってきた。その議会の代表である議長、この選出に関しては、まず第一にやるべきというのが、それこそ議長会の資料においても、当然のことながら書かれております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　くどく言いますけど、代表者会議の中では、今回の臨時議会の議案は専決処分ではあるけれど、新型コロナウイルス対策の、防止のための対策、そういう費用だったと私は理解しております。だから市民優先ということを考えたら、このことから諮っていくべきではないかという提案がなされ、そして、そこに会派の代表が皆さん集まっていて、それを持ち帰って、それを了承したという事実があるんです。先例、先例と言いますけれど、であるならば、代表者会議でその旨の意見を言っていただければ、議会運営委員会の日程の変更についても２４日の日というふうに、２４日の日、執行部提案の議案を先にやり、そしてその後に辞職願の審議、そして選挙、新議長選出の選挙、そういう流れを了解して、２４日の議会に臨んだのです。臨んだというふうに理解しておりますけど、それは間違いだということですか。それは代表者会議で決めた内容が間違い、そして議会運営委員会で決めたことが間違いということですか。あくまでも先例でやるべきだということが、提案者の考えですか。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　確かに、今回の市長提出の議案に関してはコロナ関係でありました。ただ当然、当初からこの市長提出の議案に関しては、議会関係の人事の後に組まれております。そして、議長が辞表を出して、そして一旦、議事整理権が副議長に実質上移りました。そして、その副議長がその議事整理の中で、先例と違うことを提案された。ただそこの部分に関しては、代表者会議、そして議運においても、例えばそこで違った結論が出ても、議事整理権でそれをすることができるというふうな話もございました。そういったことがある中で、やむなく代表者会議で了承したこともあるでしょう。議会運営委員会で了承したこともあるでしょう。ただし、それはあくまでも議長が、そのとき議事整理権を握っていた副議長が先例と違うことを無理やり押し通そうとしたから、やむなくそうなったことであると、その点について責められるべきであると私どもは考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　あくまでも議会は、市民の代表が集まって市民生活を安心して生活維持できるために、いろいろ協議しているというふうに私、理解しておりますけれど、あなたの今の答弁では、議会が優先だということで、見解が違うということで理解いたします。なお、この中で、そして動議が出されて２４日の日が３１日まで延びました。それ以後、「辞職の許可後は速やかに行われるべき議長選挙をいたずらに延ばした」というふうになっておりますけど、議会事務局にお尋ねしますけど、この辞職の許可後に選挙、新しい議長が選出されるまでは、どれぐらいの時間がかかったのでしょうか。速やかに行われなかったのか、どうか。

○議長（松延隆俊）

　議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

　ただいま、議長の辞職許可から議長選挙までの時間、どのくらいかかったのかということでご質疑でしたけれども、先ほどちょっと流れを説明しましたが、５月２５日本会議、１３時１分に本会議を再開して、飯塚市議会議長の辞職を可決しております。１３時３分に休憩をいたしております。その後１５時１３分に本会議を再開し、「選挙第１号　飯塚市議会議長の選挙」を行っておりますので、時間としては２時間１０分ということになります。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私も議会に入って長うございます、議員をしていて。議長を辞職して、そして議長選挙までは、事務方の手続等あって、多少時間がかかると思っております。今、お尋ねすると２時間というのが、この辞職勧告決議からいきますと、２時間が長過ぎると。速やかに行われなかったということですけど、私は、過去の経験から言うと、早かったんじゃないかなと、早いほうに入るんじゃないかなと思うのですよ。過去のことでこれ以上に時間がかかったことは何度かあるんじゃないかと思いますけど、直近でどれぐらい長くかかったことがあったか、議会事務局はわかりますか。

○議長（松延隆俊）

　議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

　議長選挙に関して、その全ての記録は、ちょっと確認はしておりませんけれども、これまでのケースで議長が辞職をして、その後、議長選挙になった例が合併以降で平成２１年、２５年、２６年、２９年の４回ございます。このうち、２１年、２６年、２９年つきましては、辞職許可の後、直ちに、休憩せずに議長選挙に入っておりますが、平成２５年につきましては、当日１０時に本会議を開会をして議長の辞職許可を諮り、その後、休憩と続きまして議長選挙が始まったのが翌日の午前０時過ぎといった、約１４時間ほどかかった事例もございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議長選挙ですから、いろいろな候補者の問題とか、いろいろあって、ケースバイケースだと思いますけど、今の説明を聞いて、やはり速やかに行われなかったというふうに、提案者は思いますか。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　はい、そう考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私の経験上から言うと、辞職から２時間で決まったということは、問題なく決まった、選挙が行われたというふうに理解しております。その辺もやはり見解の違いがあって、見解の違いだというふうに理解いたしますけれど。それと地方自治法等違反の懲罰にも当たるというふうに言われておりますけれど、どのように地方自治法等違反になるんでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　この点については、開議請求にすぐに応じなかった点、この点については懲罰にも当たると思われます。その点については、書籍の中にもそのように指摘されているものもあり、このように記載をしております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　地方自治法で懲罰については定められております。「第１３４条　普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。」というふうになっております。ここにうたっている、この法律、地方自治法ですね、会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対してとなっておるんです。どこの、地方自治法の何条に違反しているのか。それと会議規則の何条に違反しておるから、懲罰に当たるというふうになっておるのか、見解をお示しください。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　開議請求については地方自治法第１１４条第１項の規定で、開議請求が書かれております。この分に関する開議請求に対して、適法にすぐに応じなかった、この点をもって地方自治法等違反のおそれがあると考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議会事務局にお尋ねいたします。今、地方自治法第１１４条の開議について、この内容は、議員の定数の半数以上の請求があれば、その議会の議長は会議を開催をすると、開催請求ですね。続いて、議決によらない限りその会議を閉じる、中止できないというふうになっていることだと思うんですけれど、この第１１４条に対する、何か議決が臨時議会で行われたかどうか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

　ただいま、道祖議員が申されました地方自治法第１１４条第２項、「前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議あるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない」というふうな規定でございますが、これはあくまで会議を開いた後のことでございまして、ただいまのこととは、ちょっと関連がないのかなというふうに思っております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　お尋ねしたいのは、そういう実態があったのか、なかったのかだけなんです。

○議長（松延隆俊）

　議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

　この日の開議請求に基づいて会議は開かれておりません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　もう１点だけ確認いたしますが、最後に「議長の辞職の許可を速やかに諮らず、議決を無視し、議長選挙を妨害した」、妨害したというふうになっておりますけど、どういうことを妨害したということで捉えておるのか、提出者に質問させていただきます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　一連の行為をもって議長選挙を妨害したと考えております。

○議長（松延隆俊）

　ほかに質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は５月２０日の日に、上野議長がここで開会を宣言して、会期を決めた後、休憩として、後でわかるんですけれども、その間に辞職願を出したということなんですね。私は、そのことがしばらくわからなかった、議会運営委員ですけれども。それが公式にわかったのは、２０日木曜日、２１日が金曜日で、２２日は土曜日、２３日は日曜日、そして２４日の午前の議会運営委員会において、私ももちろん出席しておりましたが、別の委員が、もしや議長は、上野議長は辞職願を出しておられるのではないですかというような趣旨の質問をして、ここで初めてそうだということになったわけですね。

ですから、当然なんですけれども、私は、議長を決めるいとまがないということはなかったので、第１議題として、議長の辞職願を議題として許可し、そして議長選出をするというのが当然ではないかという提起をしていくわけですけれども。そこで、今回の決議案との関係でいえば、私の勘どころとしては、一番大事な点は、それを坂平末雄副議長が怠ったという事実は、否定しようがない。仮にそれが、議会多数派の代表者会議が密室で行われますけれども、ここで多数の、全員の意思一致の下であったとしても、その怠った事実は変わらないと思います。

ですから、私はこの一事をもってしても、坂平末雄副議長の不信任は成立するというふうに考えるわけですけれども、しかしながら一方で、この６人の議員の連名による提出したこの決議案は、余りに拙劣過ぎるのではないかと。事実の記述についても、みずからその代表者会議において同意した事実を覆い隠そうとするつもりがあるのかどうかわからないけれども、事実を正確には書き切れないというのが１つ。

２つは、より重大なことだと思いますけれども、文中に「地方自治法等違反の懲罰にも当たると思われ」という議員の地位に関わって、非常に重大な文言があるわけですけれども、その証明はこの文中にはないし、先ほどから道祖議員の質問に対しても、その事実の証明はし切れない。丁寧に事実を証明すれば、この懲罰に当たるという事実が出てくるということも考えられるのだけれども、それをしていない。

そこで、お尋ねですけれども、質問ですけれども、こういう決議案をこのまま審議するべきだと思いますか。一旦、撤回して事実を精査して出し直すというようなお考えはないか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今、川上議員のほうから、地方自治法違反のところについても不明確というか、そういった形の指摘もあったかと思いますが、私どもとしては、先ほどお答えしましたように、開議請求に対して、きちんとすぐに応えていないという点、この点に関しては、十分懲罰にもあり得ることだと思っています。ただし、それについては、私どもとしては今回は辞職勧告決議として、まず、副議長職を退いていただく。懲罰を優先するよりも副議長職を退いていただく、そのことをまず優先して提出させていただいております。

最後にお尋ねの撤回するつもりがあるか、ないかに関しましては、私どもとしては撤回するつもりはございません。ぜひ、検討していただき、ご賛同いただきましたらと思っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　議長、答弁は江口議員にしか求められませんか。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　形としては、私ども６人で提出しております。そして今、私はその６人を代表してお答えをしております。もし、ほかの方が私がこの点を答えるわというところがございましたら、挙手の上、答弁されるでしょうが、今のところは私のほうで代表して答弁をさせていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

指名して大変失礼ではあるんですけれども、先ほど開かれた議会運営委員会では、永末雄大議員が最初の提案理由説明者でした。ですので、この際、私は永末議員が代表だと思い込んでおりました。この際、永末議員に先ほどと同じ質問になりますけれども、事実を精査し、文言も整理し、さらに懲罰に関わるところについては、事実を丹念に調べて、法に照らして該当するということで整理をし、このちょっと拙劣だと思う決議案については、撤回して出し直すというふうな考えはございませんか。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１０時５４分　休憩

午前１１時０７分　再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　川上議員の質問があった点につきまして、すみません、お時間いただきまして。ちょっと休憩の時間に提出者６人のほうで再度ちょっと確認しました。これを撤回する考えはなく、このままいきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　ほかに質疑はありませんか。１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　まず、私の辞職に伴って、このような決議案が提出されるようなことになったことにつきましては、責任の一端があるのではないかなというふうに感じてはおります。私は、今回、議長を辞職するに当たりまして、ほとんどの方にご相談をしておりません。２０日の日に、辞表を提出させていただいたわけですが、それから、議長辞任の許可をいただくまでの間、この現在の新型コロナウイルスの猛威が少しおさまるまでは、議長を続けるべきではないか。つまり、議長辞職の願いを取り下げるべきではないかというような説得を受けておったことは、提出者の方々は御承知おきでございましょうか。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　その点については、承知しておりません。

○議長（松延隆俊）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は、ただいま上程の決議案について、撤回を求める立場から、反対する立場から討論を行います。

既に、前議長の辞職は許可されたところですけれども、当時の上野伸五議長より辞職届が５月臨時会初日の５月２０日木曜日の午前、本会議休憩中に坂平末雄副議長に提出されました。本来、副議長は、同日午後開催の議会運営委員会に議長辞職を急施事件として、再開する本会議で、一番に議題とすることを提起すべき責任があったのであります。これについては、新型コロナ対策、豪雨対策がそれを妨げる状況ではありませんでした。

ところが、この議会運営委員会には、議長辞職について急施事件とする提起どころか、事実の報告さえなかったのであります。このことは、議会多数派が代表者会議で意思一致したかどうかは、全く問題外であります。

それでは、議長辞職の提出は、議会運営委員会には、いつ報告があったでしょうか。５月２０日木曜日、２１日金曜日、２２日土曜日、２３日日曜日、そして５月２４日月曜日午前、開会中の議会運営委員会において、ようやく委員の質問に答えて説明があっただけであります。議長が辞職届を提出したのに議題にせず、副議長の胸先三寸で、議事運営を進めて、結果として、会期を４日間、不必要に延ばし、円滑な議会運営に困難をもたらしたことは、本市発足から１６年の歴史の中で、初めて生じた事態であります。

私は、飯塚市議会の歴史にこれ以上不適切な先例を残すべきではないとの立場から、直ちに議長辞職を日程に追加し、議題とすることを求める動議を提案いたしましたが、私以外の同意は得られませんでした。これらの議会運営における困難は、坂平末雄副議長が副議長の任を果たさなかったことから生じたことを重ねて指摘し、不信任の意を強く表明するものであります。

しかしながら、本決議案については、第１に事実の記述において丁寧さに欠け、第２に議員の地位にかかわる懲罰に及ぶ記述については、事実とよって立つ法の規定を示すことができず、曖昧なままであります。よって、本決議案は一旦撤回し、丁寧に事実を追い、そしてそれを法に照らして、転化した後に出し直すべきであります。以上で討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　飯塚みらい会の小幡です。いろいろ質疑等もありましたし、反対討論もありましたけれども、私は、坂平末雄副議長に対する副議長辞職勧告決議案に、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの提案理由の説明にありましたように、先月の５月２０日、臨時議会の初日の冒頭、議長から辞職願が提出されました。何度も紹介がありましたとおりですね。本来であれば、この日、一番に議長選挙が行われなければなりません。しかし、この取り扱いにおいて、代理で議長を務められた坂平副議長がどうされたか。辞職願が２０日に出たにもかかわらず、これを公にされたのは、５月２４日でありまして、実質、議長選挙が行われた５月２５日までの５日間ですね、議長選挙を行おうとせず、私からすれば故意に妨害をされたと思っております。結果、この間、市長を初めとする執行部の方々、または議会事務局職員、並びに我々議員たちは皆、審議もできず、無駄な時間を何日も費やす事態となりました。仮に、時間給に換算したとしますよ。これはかなりの損害であります。まずその罪は大変重いと考えます。

坂平副議長は、先ほど申しましたとおり、最優先事項を完全に無視され、議会を混乱させたと私は思っております。なぜ、坂平副議長は議長選を行おうとしなかったのか。その理由はただ１つであります。副議長自らが議長になろうと裏工作するための時間稼ぎだったのでしょう。臨時会は初日の５月２０日の段階で、ここで選挙を行いますと、まだ副議長、自分の票が固まってなかったと私は考えます。その日に議長選をやれば、自分が完全に負けると思っておられたんでしょう。御存じのとおり、５月の、先月、５月２５日、前議長に伴う議長選挙がようやく行われました。その日の前日、２４日の出来事について、ぜひきょうは皆さんにお伝えしたいことがあります。傍聴にお越しの市民の皆さん、並びに議員諸君、これから私が話すことは、議長選挙の裏工作、つまり汚職に絡む話です。告発といいますか暴露といいますか、久々にちょっとしっかりと原稿書いてきましたので、少し話が重複して、長くなるかもしれませんけど、よく聞いていただきたいと思います。ちょっとしばらくの間、時間をお貸しください。

事はいよいよ、あしたが議長選挙の投票日という前日の２４日月曜日、夕方６時半のことです。私の事務所に、古本議員と坂平副議長がお見えになりました。そのときのやりとりをこれからお話しします。もちろん古本議員、坂平副議長、そして私の３人での会話です。会話の内容はこうです。まず、軽く挨拶をしまして、雑談の後、あすの議長選の話になりました。ここからは、なるべく本人たちとのやりとりを、そのまま述べさせていただきますので、ちょっと筑豊弁になりますが、聞いてください。最初に古本議員が「おばっちゃん」、私のことですね。「おばっちゃんも本人から直接話を聞いたほうがいいやろうから。」と言われ、続いて坂平副議長がこう言われました。「古本議員に私の話をしておりますし、直接私の言葉でお聞きしたほうがよかろうと思いますので、私が前期いって、後期を、１年１年になるかもしれませんけど、それで小幡議員が、残りの１年を議長ということでお願いをしたいと思います。条件は５００の保証を積めということでしょう。それと辞表ね、辞表、１年後の議長の辞表をということでしょう。」隣の古本議員に確認されて、古本議員も「そうやなあ。」と返事をされたんですね。すると坂平副議長が「それはちゃんと私は約束は守ります。小幡議員と私のつき合いが今まで過去にわたって、全くないものだから、信用される、されんはわかりませんけど、私は過去にわたって古本議員とずっとつき合いをさせてもらう中で、約束は反故にしたことはないつもりです。」と言われまして。つまり小幡議員とは過去にわたって全くつき合いがないと。実際、私と坂平副議長は確かにつき合いありませんからね。そこはうそじゃありませんでした。唯一当たっていますね。この後の話は申しわけないけれど、うそだらけですよね。だから簡単には信用してもらえないだろうけど、しかし古本議員とは長いつき合いの中で、約束を破ったことがないんで、ぜひ信用してほしいと。私を信用してほしいと言われたんですね。たしか夕方６時半から夜の１０時１５分、２０分、１０時過ぎまでですよ。約４時間にわたってお二人で私を口説かれるんですね。夜の１０時を過ぎたところでようやく、「あしたはよろしく頼みます。」と言い残されて、ようやく帰ってくれました。まずはそんな話にのるわけないんですけど、この日は４時間も話をしたんで、かなり疲れましてですね。４時間に及ぶ長話をちょっとかいつまんで説明しますとこういうことです。

結局、２人がおっしゃったのは、お願い事が２つあると、２つですね。まずはその１つ目です。今回の議長選で、自分が先に議長になるが、必ず１年でやめると。その後の残り１年の議長を小幡議員に譲りますと言うわけです。坂平副議長が議長を１年でやめて、私に残り１年の議長を譲ると言うんですよ。私に１年、議長になっていいよとおっしゃいまして、またそのことを私に信用してもらうために、わざわざ１年後に、必ず議長をやめると書いた議長の辞職願、辞職願ですね。坂平副議長が議長になって１年後に自分がちゃんとやめるからという議長の辞職願をあしたの議長選の前、２５日の朝一番に渡すと言うんですね。それを先もって預けておくと。それから驚くことにプラス現金で５００万円持ってくると。５００万円も渡すと。５００万円ですよ、５００万円。ただし、その５００万円だけはちょっと準備があるんで、あさっての２６日に渡しますと言われたわけですね。お金だけは１日遅れるが、現金で５００万円持ってくると。それで信用してほしいと。そのかわりに、そのかわりになんですが、１票、坂平と私の名前を書いてもらえないかと。この条件に私に１票入れてほしいと、私は頼まれたんですよ。これが１つ目のお願いでした。つまりお二人は、１年後の議長ポストとプラス現金５００万円を条件に、議長選挙で坂平と書いてほしいと、どうしても小幡議員の１票がほしいと。これ、まさに買収でしょう。要するに私を買収するためにお二人がわざわざ私のところに来られたんですね。これが、私が思うにですよ、公職選挙法違反でいうところの事前買収ですね、事前買収とか、買収の約束と言われるものだと私は考えております。

それから、もう１つのお願いですね。２つ目です。何か坂平副議長は現実に、確実に議長選に勝つためには、どうしても今の段階では票が足りないみたいで、まだ裏工作の最中で票が集まっていなかったのでしょう。なかなか議長選をされなかったですね。それがこのあかしだと私は考えておりますけど。そしてこう言われました。今のところの予想ですね、「予想では相手候補が１０票ある。」と。「何か固く見積もっても自分たちには８票しかない。」と。「今は１０対８で負けている。」と。「まだ票が固まってないんですね。今、議長選をすれば負けるんですよね。」と。そこで、「何と相手候補を応援する議員の票、そのうちから３票、白票にしてもらいたい」と言うんですね。ある会派の３人の議員に白紙で投票するよう、私から頼んでほしいと言うわけです。何か相手候補の票を減らそうと考えたのでしょう。これが２つ目のお願いでした。白票依頼のからくりは、こういうことです。坂平副議長いわく、私が無事議長になれば、副議長が議長になればですよ、自動的に副議長ポストがあき、副議長選挙が始まると。それはごもっともです。そうなれば我々の応援で必ず副議長にさせることができる。そこで、３人に白票で投票してもらうかわりに、その会派の代表を必ず副議長にさせてやると。また、絶対勝つために、安全策として、できればそのうちの１人だけは坂平と書いてくれるよう話してもらえないかと。条件としては、勝っても負けても、副議長ポストは渡すと。そういう条件で３人を口説いてほしいと、私は頼まれましたね。何かお二人の計算では、相手候補の１０票から３票を抜けば相手候補は７票になると。そこで自分たちの８票にその票と小幡議員の票、この２票があれば、こっちが１０票になり、７対１０で逆転できると、勝てると。そうなれば、あしたは必ず私は議長になれるし、そうなれば副議長も確実に渡せるじゃないかと。などと票読みをしながら、坂平副議長はしつこく何度も言われました。またこうもつけ加えられました。万が一、議長選に負けたときのことまで、もっともらしく話されたんですね。「まあ選挙に出て、仮に私が議長選に負けたら」、負けたときの想定ですよ。「副議長はやめるとは言っているけども、私が裏切って副議長に居座るんじゃないかと心配されているのであれば、決してそういうことはない。居座ったりはしない。」と。今、完全に居座っておられますけどね。「先ほど言ったように約束は反故にしたことはない。」と。「それでも信用できないのであれば、用紙を持ってきた。」と。「今からでも副議長の辞職願を書いて渡しましょうか。」と言われ、あらかじめ用意していたんでしょう。用意周到といいますか、バッグから副議長辞職願の用紙を取り出し、一部ちょっと訂正しましたけど、「あしたこれを渡して、その３人の議員を説得してほしい」と。「いや、ちょっとあしたで遅いな、今からでも早く渡して説得してほしい」と―――。

○議長（松延隆俊）

　小幡議員、会議規則第５１条第１項の規定により、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」とされておりますので、どうかこのことをご理解の上、討論を行っていただきますよう、よろしくお願いします。

○１３番（小幡俊之）

　時間は、ちょっと討論ですからかかると、前もって言っておりますので。もうあと少しで終わりますので。話途中になりましたけど、もうちょっと繰り返しますね。先ほど言ったバッグから副議長の辞職願の用紙を取り出して、「あす、これを渡して、議員の、３人の議員の説得をしてほしい」と。「負けたら、それをそのまま提出されても結構だ。」と。「辞職届を渡しておくんで、負けたら出してもらっていいよ。」と。「そのときは、潔く副議長をやめる。」と。「約束は守るんで。」と。今となれば、うそを堂々と言われて、持参された副議長の辞職願に、私の目の前でですよ、私の目の前でご本人が坂平末雄と署名され、印鑑を押し、これでお願いしますと言われました。一旦それを、古本議員が受け取られ確認された後、私は古本議員からその場で手渡されました。そのときに古本議員はこう言われましたね。「成就させちゃんない、おばっちゃん。」成就ですよ。「成就させちゃんない、おばっちゃん。もし、負けても副議長は俺が絶対やめさせるちゃ。おれが約束しようとばい、信用しちゃんない。居座ったりせんちゃ、絶対。」と言われたんですね。それに対して坂平副議長もまあ打ち合わせどおりと、私は思いますけど、待っていましたとばかりに、「私は古本先輩に恥をかかせるわけにはいかん。裏切られんですもんね。」と笑いながら「ちゃんと約束どおり負けたら副議長は絶対にやめますよ」と言われて、２人で言われるので、一瞬、本気かなとは思いましたけどね。そこでなぜ、そこまでして古本議員は、坂平副議長を応援するのかと尋ねますと、「俺と坂平副議長は何も関係ないとばい。道祖議員に頼まれてな、２年前の借りがまだ残っちょって。借りは返さないかんきな、宿題がまだ残っちょって。」などと言われていましたけど、それについては意味不明でした。とにかく副議長ポストを渡すという条件で、どうか先方に白票を依頼してほしいと。ぜひこの話をまとめてほしいと言って渡されたのが、負けるとすぐに慌てて撤回されましたね、もう議員の皆さんは既に御存じの、あれが私の目の前で本人が書かれた例の副議長辞職願であります。確かに、２年前もよく似た手口で白票を依頼し、まんまと手に入れた今の副議長の地位でしょうが、ご本人が負けたら、副議長はやめる、その辞職願はそのまま出してもらって結構だと言われたので、遠慮なく代表者会議で出させてもらいましたけど、実際のところ辞職願に関しては、ご本人は出される前からひどく慌てておられましたね。たしか議長選に負けてすぐ本会議場で、まだ出されてもいない辞職願を撤回する、撤回すると言われていましたもんね。傍聴席の皆さん、確認されるのであればＹｏｕＴｕｂｅに残ってますんでちょっと見てください。もうすぐ終わります。以上が議長選前日の２４日にあった裏工作の主な話です。

２つのお願いをちょっと紹介させてもらいましたけど、私が皆さんに、ちょっとお伝えしたように、自分が議長になるためには善悪をわきまえず、法を犯し、ある議員たちには議長、副議長のポストを餌に、副議長の辞職願まで渡して信用させ、また誘い、白票まで強要しながら、挙げ句の果てにはだますんですね。また、私個人は１年後の議長辞職願と５００万円の現金をちらつかせながら、１年後の議長の席は必ず小幡に譲ると。だから坂平と１票書いてほしいなどと２人がかりで長時間、居座られて、金とポストで私を口説こうとして、結局はだまそうとした、これは買収と私は思っておりますよ。実にひどい話です。

○議長（松延隆俊）

　小幡議員、まとめていただきますようお願いします。

○１３番（小幡俊之）

　その証拠に坂平副議長が自署、捺印された、先ほど申しました１年後に議長を私に譲るあかしの議長辞職願ですね、議長選当日の２５日、実際に古本議員から手渡されて今も私の手元にあります。ごらんになりたい方は後でお見せいたします。私はどうしても、私を口説こうとお二人がいろいろと言われましたけどね、結局、今回の議長選でお二人の利害が、私は一致していたと思うんですよ。坂平副議長は議長になろうと、またしても古本議員と共謀し、２年前もそうだったように金やポストといったニンジンをぶら下げて、卑劣な買収行為で同僚たちを誘惑し、私欲のために画策したはかりごとを堂々とやってのけようとしたのであります。こんなことが許せるかという話です。これが市民に対する議員のすることかと。ましてや飯塚市議会を代表する、ここから聞いてください、副議長がすることかと私は言いたいですね。しかも情けないことに、実際、議長選に敗れた後、一度は、一度は出されたんですよ、辞職願を。これをすかさず撤回され、今は何事もなかったかのように、負ければ潔くとおっしゃった本人は、今もなお、何食わぬ顔して副議長の席にしがみついておられますよ。あれだけ私の前で豪語された、実にふがいない話であります。私に言わせればプライドがないんですかと言いたいですね。また、最後、古本議員が議長選挙後、私にこうおっしゃった。「副議長に居座ってなんが悪いな。本人がやめんき、仕方なかろうもん。誰か、なんぼでん言いきるもんがおるとな。」と、結局は開き直りですよ。議長が再三おっしゃっていますんで、そろそろまとめます。

私の話が真実かどうかは、またお二人に確認してください。一体、この飯塚市議会は、私が思うに、どうなっているのかと。今回のように密室で、物事を決めようとするような昔からのやり方はこれからも続けるのですかと。今でも私が話したような裏工作を水面下でやっているんですね。実際私のほかにも、皆さん投票依頼された議員、たくさんおられるでしょう、条件をつけながら。そろそろ我々議員、本当真剣に考えましょう。まとめます。

このような坂平副議長の行為は、私が思うにですよ、公職選挙法違反になり得る卑劣な行為であり、決して容認できるものではありません。それどころか議員辞職に値すると言っても過言ではないと私は考えます。それでも坂平副議長を擁護される仲よし議員の方々は擁護すればいいと私は思っていますけど、でも私は絶対許しませんよ、これは。目をつぶろうとする議員も今一度、ちょっと考えてほしいと思います。坂平副議長が飯塚市議会の副議長として、ふさわしいか否か。私は問うまでもないと思っておりますが、こんな裏工作までして、そんなに議長になりたかったのかと思いますけどね。ということで、坂平副議長は自分の行為を猛省され、裏工作なしの舞台裏においては速やかに副議長を辞職されますよう、ここに強く勧告させていただきます。よって私は、坂平末雄副議長に対する副議長辞職勧告決議案に賛同するとともに本当にやめていただきたいと願いまして、事実をこの議場で述べることにしました。最後に、今、私の話を聞かれた同僚議員諸君に言いたいんですけど、だめなことはだめと言える議員でいていただきたいと思っております。ぜひとも、ぜひともこの決議案に賛同していただきますよう、本当、切にお願いいたしまして、ちょっとすみませんけど長くなりましたが、以上で私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。（傍聴席にて拍手する者あり）

○議長（松延隆俊）

　傍聴席の方、拍手はしないでください。静かにお願いします。ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第７号　坂平末雄副議長に対する副議長辞職勧告決議について」原案のとおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前１１時４０分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。常任委員会に付託していました「議案第５８号」から「議案第７２号」までの１５件を一括議題といたします。「総務委員長の報告」を求めます。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　総務委員会に付託を受けました議案３件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第５８号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、児童福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業について、低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、令和３年度の住民税均等割が非課税と見込まれる者が給付対象になるということだが、いつの時点で非課税の把握をしたのかということについては、令和３年度の住民税の課税は、本年６月１日で確定しており、その時点で把握をしているという答弁であります。

この答弁を受け、６月１日以降に家計が急変した場合は対象となるのかということについては、家計が急変して収入が減少した世帯が収入申立書を添えて申請し、給付条件を満たせば対象となるという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について、３児童死亡事例検証委員会は、どのような目的で設置されたのか、また、何回開催する予定なのかということについては、本事例の事実関係を確認し、その検証を行うことにより、今後取り組むべき課題や再発を防止するための方策を検討し、本市の児童福祉施策の充実を図ることを目的として設置したものであり、６月３日に第１回目を開催し、今後８回の開催を予定しているという答弁であります。

次に、災害対策費、防災事業費については、国土強靭化地域計画有識者会議の開催回数及び委員構成は決定しているのかということについては、年間で４回程度の開催を予定しており、各分野の専門家で１５名以内を想定しているが、現在は選考中であるという答弁であります。

次に、小学校費・中学校費、教育振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業について、修学旅行で貸し切りバスの台数や宿泊施設での部屋数を追加することにより、コロナ禍での密を避けるための事業ということだが、内訳はどのようになっているのかということについては、小学校の修学旅行では、貸し切りバスは３６台の増、部屋数は１００室を追加し、中学校の修学旅行では、貸し切りバスは２９台の増、部屋数は９５室を追加しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６０号　飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」及び「議案第６１号　飯塚市税条例の一部を改正する条例」、以上２件については、執行部から、議案書等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第５８号」に反対、「議案第６０号」並びに「議案第６１号」については賛成します。

ここでは、飯塚市一般会計補正予算（第３号）について、反対の立場から討論を行います。まず、国庫支出金にある自治体マイナポイントモデル事業は、それがなくても普通に暮らせるために伸び悩むマイナンバーカードの交付と活用の状況を何とかしたいという国の思惑を背景にしたものであり、認められません。本市のマイナンバーカード交付状況は５月末で３４％ですが、マイナンバーカードがなくても住民サービスが受けられることを広く知らせる必要があります。

次に、３児童死亡事例検証委員会の設置について、市は国の通知に基づき、内部検証のために設置したと説明しましたが、通知に規定がない外部委員がいる上に、委員長、副委員長に選ばれており、公正の妥当性が問われ、認められません。予算流用を行うなど、検討不十分なままの性急な進め方は、かえって、しっかりした再発防止策への障害となります。立ちどまって再検討しなければなりません。一方、外部検証のためには、国の通知の趣旨による事例当事者を含まない検証委員会が別に必要であります。

なお、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費は既に取り組みを進めているひとり親世帯分以外の世帯に対する特別給付金であり、認めるものですが、この際、これらの事業の対象となり、希望する世帯が漏れなく給付が受けられるよう、万全を期すよう求めておきます。以上で、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５８号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６０号　飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」及び「議案第６１号　飯塚市税条例の一部を改正する条例」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　福祉文教委員会に付託を受けました議案２件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第６５号　飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、庄内交流センターと庄内保健福祉総合センターハーモニーの複合化により、どのようなメリットがあるのかということについては、老朽化が進んでいた浴室、ボイラーの更新、食堂のリニューアル、また、市、まちづくり協議会及び近畿大学の学生とで行うワークショップで出た意見等をもとに、大きめの部屋を多く設け、地域住民が交流しやすい施設にするなど、利用者にとってよりよい施設になると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７２号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号）」については、執行部から補正予算書及び補正予算資料に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、どのような方が対象となるのかということについては、緊急小口資金並びに総合支援資金の借り入れが限度額に達している世帯、再貸付について不承認とされた世帯で、収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たす世帯が対象になるという答弁であります。

次に、本支援金の予算の積算根拠は何かということについては、総合支援資金の再貸付申請者数をもとに、国が示した世帯人数構成率を乗じて、単身世帯数、２人世帯数、３人以上の世帯数を割り出し、その世帯構成人数による単価及び３カ月分を乗じた額となっているという答弁であります。

次に、本支援金の該当者に対して、どのような周知方法を考えているのかということについては、市のホームページ、ＬＩＮＥやフェイスブックなどのＳＮＳ、また、市報により幅広く周知することを考えているという答弁であります。

この答弁を受け、総合支援資金の貸付事業は社会福祉協議会が行っており、その個人情報を市が利用することは不適当だと考えるが、本支援金について周知を図るため、社会福祉協議会から該当者に対し、個別に連絡してもらうなどの対応を検討すべきであるという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの福祉文教委員長報告にありました「議案第６５号」並びに「議案第７２号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、庄内保健福祉総合センターハーモニーと庄内交流センターを移転、複合化する取り組みは、地域の住民の皆さんが利用する立場から、近畿大学産業理工学部の学生の皆さんが学びつつ、専門知識を提供する立場から知恵を出し合ってきたもので、地域からも期待の声があります。この経験は公共施設のあり方を検討する上で、市の財産とする必要があると考えます。なお、場内外の安全対策を先行して進めるよう求めたいと思います。

次に、一般会計補正予算（第４号）についてです。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による生活困窮者自立支援金支給事業費は事業を貸し付けではなく、給付としているところには意義を認めるものですが、社会福祉協議会の総合支援資金の借り入れ状況で誓約をした上に、収入、資産、求職活動などの高いハードルがあり、本市で借り入れ実績が緊急小口貸し付けで１５２７件、総合支援資金貸し付けで２５５３件あるのに対して、今回の対象見込みはわずかに２５３世帯となっています。しかも、求職活動要件について厚生労働省の要領には、誠実かつ熱心などと極めて主観的なものがあり、本市においては、その評価の責任は、まず、生活自立支援相談室に押しつけられることになっています。国に対し、対象の拡大、給付内容の充実、柔軟な運用を本市として求めることが大切です。以上で、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第６５号　飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正する条例」及び「議案第７２号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号）」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　協働環境委員会に付託を受けました議案６件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第６２号　飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６３号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第６９号　財産の譲渡（中三集会所建物）」、以上２件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６４号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６６号　飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書及び追加提出された資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「環境審議会で審議すべき案件ではないのか」ということについては、飯塚市環境基本条例第８条で、「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画」いわゆる環境基本計画を定めなければならないとされており、飯塚市環境審議会は当該計画に係る基本的事項を調査、審議することを目的に設置されていることから、今回のごみ専用指定袋の金額の改定については、当該審議会で審議する事項には当たらないと判断しているという答弁であります

次に、「ごみ処理経費に対する市民の適正な負担というのはどの程度なのか」ということについては、施設の再編による処理経費の一部減額や今後さらに効率的で効果的なごみ処理を推進していくことを考慮すると、県内の主な自治体の平均的な金額であり、金額改定前と同額の５０円を負担していただくよう考えているという答弁であります。

次に、「減額幅が、事業系のごみ袋大が一番大きいというのは不適当ではないか」については、事業系ごみ専用指定袋の金額設定については、家庭系ごみ専用指定袋のおおむね１．５倍で設定していることから今回の金額としており、不適当ではないと考えているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、令和５年度からのごみ処理施設の再編に伴い、負担金が減額となるということだが、ごみ専用指定袋の金額を令和４年度より減額するのはなぜかということについては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民生活への影響や経済の疲弊を勘案し、少しでも早く経済的な負担軽減を図るため、１年前倒しで提案しているという答弁であります。

次に、将来負担が予想される新清掃工場建設に係るイニシャルコストを考慮した上で、ごみ専用指定袋の金額を算定しているのかということについては、ごみ専用指定袋の金額算定は可燃ごみ専用指定袋の収集運搬処理経費を参考にしている。今回もごみ処理施設の再編に伴う将来的な収集運搬処理経費の削減の見込みから金額を算定しており、イニシャルコストは考慮していないという答弁であります。

次に、新清掃工場の規模や建設に係る費用等はどのようになるのかということについては、現時点では、建設の目標が令和１２年度となっているが、できるだけ早く進めていくよう、現在、協議を進めているところで、規模や費用等は決まっていないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７１号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号））」については、執行部から補正予算書及び補足資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、現在の新型コロナワクチンの接種状況がワクチンの供給量に対して非常に少ないのではないかということについては、国のほうから６月末までに６５歳以上のワクチン接種希望者全員が接種可能な量のワクチンが供給されることとなったが、医療機関による個別接種では、従事者の人数や経過観察のためのスペースの確保等に限りがあり、急に受け入れ枠をふやすことが難しいため、集団接種会場を増設することで接種が加速するよう取り組んでいくという答弁であります。

次に、６５歳未満の方について、自衛隊の大規模接種センターや職域でのワクチン接種が可能となっているが、接種券の発送はどのように考えているのかということについては、基礎疾患のある方や大規模接種センター等でワクチン接種が可能な方等はウエブなどで事前申請をしていただいた上で接種券を郵送する。職域接種が可能な方は名簿等を提出していただき、接種券を配付するといったことを考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第６２号」に反対、「議案第６３号」、「議案第６４号」、「議案第６６号」、「議案第６９号」及び「議案第７１号」に賛成であります。

まず、反対する議案です。飯塚市手数料条例の一部を改正する条例はマイナンバーカードの再交付にかかわる手数料の規定を削除するものです。市にはメリットを強調し、促すばかりではなく、危険性も示し、マイナンバーカードがなくても、住民サービスが不便にならないようにする責任があります。

次に、賛成する議案です。飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部改正はごみ袋代を引き下げるためのものであり、合併当時の水準に戻すものとはいえ、コロナ禍の中での一歩前進として歓迎するものであります。住民サービスは高いほうに、住民負担は低いほうに合わせることを基本とし、１市４町合併協定のもとで決められたごみ袋代が、まともな理由もなく旧飯塚市の水準に引き上げられて１２年であります。毎年２億円の増収とすれば２４億円、１億５千万円としても１８億円の支出を市は削ったことになります。この間に本市の財政調整基金と減債基金を合わせたものは、２００９年度末、本市の発足後最低の４６億１７００万円から２０１９年度末、同じく最大の１５４億２６００万円へ３倍を超えるまでになり、２０２０年度末でも１５２億８２００万円程度と過去最大水準を維持しているのであります。市民には高いごみ袋代を押しつけ、その一方で、市のため込み金は大きく膨らませてきたわけであります。この間、高過ぎるごみ袋代を何とかしてほしいという声が続いてきたのは当然です。日本共産党は昨年３月議会における暮らしアッププランの提案の中で、福岡都市圏並みに引き下げることを、財源を示して提案しました。そもそも、ごみ袋代を無料とする自治体が全国にある中で、ごみ処理経費の３分の１をごみ袋代の売り上げ収入で賄うという、本市の根拠のない枠組みが問われなければなりません。将来の施設整備を理由に、ため込み金を積み立てる必要があるという議論は、事業の基本ルールからさらに外れるとともに、今後、引き上げを図ることにもつながりかねないものであります。また、ごみ袋を有料化し、その値段の高ければ高いほうがごみ減量化につながるという議論の破綻は、本市のごみ処理量が横ばいになって久しいことを見ても明らかであります。

次に、一般会計補正予算（第２号）については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業によるものであります。国の後手後手の対策のもとで、医療分野を初め、関係者の努力にもかかわらず本市の対策は混乱が続き、安全で迅速な接種とは言えない状況が続いています。高齢者対策とともに、対象となり希望する市民が速やかに接種を受けられる体制を確保する上で、国、県に実情に基づいた要望を行いつつ、市民の声に対応した柔軟な対策ができるよう、本市の担当部、担当課の体制強化をあわせて行う必要があります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第６２号　飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６３号　飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第６４号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」、「議案第６６号　飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第６９号　財産の譲渡（中三集会所建物）」、以上４件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

「議案第７１号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　経済建設委員会に付託を受けました議案４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第５９号　令和３年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」及び「議案第６７号　飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、以上２件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書等並びに補足資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「この料金体系が妥当なのか」ということについては、採用している水道メーターの口径別の料金体系は需要に応じた費用を負担するため、公平性、明確性が確保できること及び二段階基本料金を採用しており、極少量使用者に配慮していること、以上のことから、大幅な料金改定に加え、料金体系の変更は利用者の混乱を生じることから、上下水道事業経営審議会でも審議し、現行の料金体系のままであるという答弁であります。

次に、「今回の値上げが、このコロナ禍の時期に行うことが妥当なのか、家庭等の支援の意味から１年先送りすることができないのか」ということについては、平成３０年度から赤字決算が続いており、料金改定を先送りすることは、必要な施設設備や管路の更新に大きな支障が生じ、大規模断水等による負担をかけることになり、将来にわたって安心・安全な水を届けるためにも必要な料金改定となっているという答弁であります。

次に、委員会における質疑の主なものとしては、上下水道事業経営審議会の答申において、令和８年度までに財政目標として１５億７千万円を確保することとしているが、これを減額することはできないのかということについては、財政目標の１５億７千万円という金額は運転資金や突発的な事故等に対応するための資金であり、これを減額して先送りすれば、後年度にさらに大きな料金改定につながるため、最低限での目標額としているという答弁であります。

次に、施設設備や管路の更新に今後１０年間で１３億円の経費が設定されているが、これを減額することはできないのかということについては、大規模断水等のリスクを最小限におさえていくため、確実に実施しなければならない最低限の必要な経費としているという答弁であります。

この答弁を受け、これまでさまざまな経営努力を行ってきたが、このような大幅な改定にならないよう、上下水道事業経営審議会の答申にもあったように、今後、水道料金水準の定期的な見直しを確実に行うべきであるという意見が出されました。

次に、公営企業会計決算審査意見において、給水原価が供給単価を上回っていることが、赤字の最大の要因と指摘されているが、今回の料金改定で原価割れは解消できるのかということについては、今回の料金改定により解消されていくという答弁であります。

次に、料金改定について丁寧な周知が必要ではないのかということについては、市報やホームページ等で現状と課題や料金改定に至った経緯等を周知し、検針時にはチラシを各戸配付するなど、丁寧な周知に努めていくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６８号　市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７０号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第１号））」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの経済建設委員長報告にありました「議案第５９号」、「議案第６７号」及び「議案第７０号」に反対し、討論を行います。

水道事業給水条例の一部改正は水道料金を３５％引き上げるものであります。水道事業会計補正予算（第１号）は引き上げ後の料金徴収の準備作業のためのものであります。今回の水道料金引き上げは、２年連続赤字の解消というのは後からついてきたものであります。老朽化する水道施設を維持、更新するのに必要な内部留保金を積み上げる必要があるというのがポイントです。内部留保金を現在の１０億円から１５億７千万円まで、さらに５０億円から１００億円を目指すために、５年ごとに料金見直しを行う考え方とのことです。この数字については深めた審査はいまだ終わっていません。この条例改正の議案審査は、１８日の本会議における議案質疑で、質疑と答弁に要した時間は１時間程度でした。２１日の経済建設委員会には、市民には示されなかった資料がどんと出されましたが、こちらの議案審査は１時間程度で、参考人を招いて意見を聞くこともしていません。市長は上下水道事業経営審議会答申のあった３月３日から３カ月、市民には情報を出さないまま事を進め、６月３日、議案公表、１１日、議案提出、議会は１８日の本会議で１時間、委員会でも１時間、きょう２４日、討論、そして、この後採決と、この猛スピードの審査、採決の中で市民からは、コロナ禍の今やることか、なぜいきなりなのか、３５％なんてひど過ぎると、不安と憤り、さらに片峯市政への不信、議会への失望さえ広がっています。水道料金の担い手である市民の多くにまともに情報が出されないのはなぜでしょうか。水道料金引き上げ議案が出るまで、この半年の経過をたどると、昨年８月２４日付意見書で監査委員が水道料金の適正化を指摘した中で、市民が責任ある選択を行えるよう各種の情報を開示し、市民と一体になった健全経営と財政基盤の強化に努められるよう要望しました。ところが企業局は、１０月２１日、市長が水道料金適正化を諮問した上下水道事業経営審議会第２回会議において、会議を非公開とするよう提案し、記者も市民も傍聴できなくしてしまったのであります。執行機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとするとした、本市の情報公開条例第１６条に基づいたまともな説明は行われていません。適用除外を規定した条例第８条の乱用が厳しく指摘されるのであります。答申書の提出はことし３月３日ですが、市長の諮問書、会議録及び答申書の情報開示を求める私の請求に対し、企業局は一部を開示することにより、市民に誤解や混乱を生ずる部分として、べた塗りして隠してしまったのであります。６月３日に３５％引き上げ議案を公表すると、あっさりこのべた塗りを外したわけですけれども、その部分は簡潔に言えば、水道料金の３５％引き上げ、その根拠となる事実、市民の理解を得るべきとした指摘などの部分でした。とりわけ、「水道料金の改定は市民生活に多大な影響を与えるため、改定に当たっては、改定の必要性やその影響額、今後の利益積み立ての必要性等について、ホームページのみならず広報誌等幅広い広報手段を用いて、利用者の理解が得られるよう丁寧に説明するように努めること」この部分を隠した責任は極めて重大であります。本市の情報公開条例は第１条で、「住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し、又は保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」としており、この間の本市の行為は本市情報公開条例の目的との整合性を著しく損なうものであります。市政に対する信頼を根本から失うことは許されません。市民に隠れて準備された今回の水道料金３５％引き上げ議案及び補正予算はきっぱり撤回するよう、日本共産党は強く求めるものであります。

オートレース特別会計補正予算（第１号）については、１０億円に及ぶ繰上充用は累積赤字に対応するものとの説明です。１年ごとに見れば経営が改善しているとのことですが、公営ギャンブルなのに包括的に民間委託を続けるところに本質的な矛盾があります。新しい大規模スタンドをつくるのに３６億円もの巨費を投入することには市民の戸惑いは大きく、共感は見られないのであります。この際、オートレースの今後のあり方について述べておきます。小型自動車競走法は第１条で法律の趣旨を「小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う」としています。しかし、地方財政の健全化というならば、地方交付税制度の充実が急がれるのであって、公営ギャンブルへの依存が大きければ大きいほどよいというわけにはいきません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　「議案第６７号　飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論いたします。水道料金３５％の値上げはコロナ禍の今、決定すべきではないと考えるからです。水は全ての市民が暮らしていくためには絶対に必要なもので、しかも、それは安心安全なものでなくてはなりません。執行部の説明や提出された資料等の中で、給水人口や料金収入の減少、水道施設の老朽化による更新、需要の拡大、災害対策の整備のために、今後は経営が困難になること等はよくわかりました。また、今はコロナ禍で、本市は新型コロナウイルス感染症にかかわる経済対策事業として事業継続応援事業、事業継続応援貸付事業、再就職応援事業、緊急雇用創出事業、ＩＴ導入等応援補助事業などを行ってきました。しかし残念ながら、行き届いているかというと、そうではないと考えます。この事業は条件に当てはまり、さらに、それぞれの方が申請しなければならない制度です。市民の方は仕事がなくなったり、減ったりしておられます。その中で工夫をして生活しておられます。実際、市民の方々から水道料金値上げに関して連絡が入ってまいりました。子どもが部活に入っていて洗濯は減らせない。飲食業をやっていて感染対策で掃除がふえて、水道代は落とせない。また、各種事業でいろいろと相談を受けました。美容室、パン屋、それぞれの事業で幾ら、３５％上がるとどのくらいの収入を見込まなければならないか大変だ。お客さんが減っているのに、収入がこれ以上下がるのは大変苦しい。経営がもうぎりぎりだという相談を受けています。水は市民の誰もがかかわる問題だからこそ、コロナ禍の今、決定するべきではないと考え、反対いたします。以上です。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　「議案第５９号　令和３年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」に対しては賛成の立場から、続いて「議案第６７号　飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」については、反対の立場から討論いたします。

まず、反対する「議案第６７号」についてであります。これまでの間、水道事業に関して企業局がかなりの努力をしてきたのは存じております。そしてまた、値上げをせざるを得ない状況に陥っているのもわかっております。ただし片一方で、ことし１月２２日付の朝日新聞によると、水道事業者の４割、４９８の事業者が何らかの形で水道料金の減免等を行っているということであります。これはコロナ対策を含めて、市民、企業に対しての減免を行っているということであります。そして、それを支えるかのように令和２年５月１９日の厚生労働省の通知の中で、国の新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金については一般会計から公営企業等への繰り入れに関してやっていいよという通知も出ております。そういったことを考えると、企業局が厳しいのは存じておりますので、それに対して市として一般会計からの繰り入れを含め考え、この厳しい状況、ある意味コロナという闘いの最中に、市民、そして企業に対して、さらに追い打ちをかけるようなことがないようすべきであると考え、「議案第６７号」については反対といたします。

そして「議案第５９号　令和３年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」ですが、この予算は「議案第６７号」の水道料金の値上げに関するシステムの変更であります。この料金改正については、基本的に基本料金が変わること、従量料金が変わること、そして口座振替の場合、１１０円の減額になることでございます。システムのことを考えると、どのような作業が発生するのかを考えました。料金テーブル、基本料金が幾らですよ、従量料金が幾らですよ、これの変更が必要です。それと、それに伴ってハンディーターミナル、徴収に行かれる方が、使用料のチェックに行かれる方がハンディーターミナルを持っています。そのハンディーターミナルのデータの書きかえが必要です。それと１１０円の口座振替の減額の分です。この３つを考えると、このうちの２つ、料金テーブルの構成並びにハンディーターミナルのデータ更新に関しては、契約のあり方によっては保守契約の中に入るということも予想されます。また、金額で考えても５００万円というところまで行き着くのかに関して、非常に疑問に思わざるを得ません。私自身はそのようにＩＴに関しては詳しくありませんので、これに関して事業者の方々何人かにお聞きしました。そうすると、実際やっているところでないのだったら、これが新しい業者であれば、それについては妥当ではないかという意見もあったり、片一方では、現在やっているところがやるのであれば、これは過大な請求かもしれないねというのがあっています。この補正予算については賛成をいたしますが、ぜひ執行の段階において、改めてこの金額が正しいのかどうなのか、過大ではないのか、改めてチェックをしていただきたい。そのことを申し述べ、私の討論といたします。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５９号　令和３年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６７号　飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６８号　市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第７０号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第１号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

暫時休憩いたします。

午後　１時５２分　休憩

午後　２時０５分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。

「常任委員会の閉会中の継続審査事件」を議題といたします。

会議規則第１０５条の規定により、総務委員会から「入札制度について」及び「情報発信について」、以上２件を、福祉文教委員会から「児童虐待防止に向けた取り組みについて」及び「ＩＣＴ教育について」、以上２件を、協働環境委員会から「地域公共交通について」を、経済建設委員会から「産業振興について」及び「中心拠点の整備について」、以上２件を閉会中の継続審査事件として、それぞれ調査終了まで付託していただきたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。閉会中の継続審査事件については、各常任委員会からの申し出のとおり、それぞれ付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「議員提出議案第８号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　「議員提出議案第８号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）」は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（松延隆俊）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第８号　学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第６号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。防災安全課長。

○防災安全課長（白石善彦）

　「報告第６号」の専決処分の報告について、ご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により、報告を行うものでございます。

議案書の３７ページをお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。本件事故は、令和３年１月２６日、火曜日、午後８時ごろ、飯塚市大日寺地内の八木山展望台駐車場において、相手方車両が八木山方面から大日寺方面に走行中、八木山展望台駐車場へ進入した際、展望台敷地内の陥没箇所に車両左側前輪が入り込み、フロントバンパーを損傷させたものでございます。

本件事故につきましては、市の過失割合を３０％とし、市が相手方に修理費用として損害賠償金４万６０９２円を支払うことで示談が成立しております。

今後、このようなことが起こらないよう、定期的に巡回を行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応を行うことで、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、専決処分の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第７号　継続費繰越計算書の報告（令和２年度 飯塚市一般会計）」及び「報告第９号　繰越明許費繰越計算書の報告（令和２年度 飯塚市一般会計）」、以上２件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　「報告第７号」、「報告第９号」について、ご報告いたします。

議案書の３９ページをお願いいたします。「報告第７号　継続費繰越計算書の報告（令和２年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定に基づき、報告を行うものでございます。４０ページの継続費繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、継続費を設定しておりました２款　総務費、１項　総務管理費の二瀬交流センター整備事業及び鯰田交流センター整備事業、１０款　教育費、６項　保健体育費の体育館等建設事業を、令和３年度に逓次繰越したものでございます。

議案書の４３ページをお願いいたします。議案番号が１つ飛びますが、「報告第９号　繰越明許費繰越計算書の報告（令和２年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、報告を行うものでございます。４４ページの繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、着手時期と事業に必要な期間の関係などにより、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたしておりました２款　総務費、１項　総務管理費、飯塚駅周辺整備基本計画策定支援委託料から、１３款　災害復旧費、２項　土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業までの２０件につきまして、翌年度繰越額の合計欄に記載いたしておりますように、合計で１４億７５２３万５９１８円を令和３年度へ繰り越したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件２件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第８号　継続費繰越計算書の報告（令和２年度 飯塚市下水道事業会計）」及び「報告第１０号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上２件の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　「報告第８号」及び「報告第１０号」について、ご報告いたします。

議案書４１ページをお願いいたします。「報告第８号　継続費繰越計算書の報告」につきましては、地方公営企業法施行令第１８条の２第１項の規定に基づき、報告を行うものでございます。内容につきましては、次の４２ページ、継続費繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費、浦田第一雨水幹線整備に伴うＪＲ負担金については、翌年度繰越額の欄に記載しておりますように、７億１３４７万６千円を令和３年度へ繰り越したものでございます。

次に、議案書４６ページをお願いいたします。「報告第１０号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、報告を行うものでございます。内容につきましては、次の４７ページ、繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や、国の補正予算活用に伴う前倒し事業のため、年度内に事業が完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、合計で７億７１８万２千円を令和３年度へ繰り越したものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件２件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第１１号　公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」の報告を求めます。文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　「報告第１１号　公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」について、ご報告いたします。

議案書の４８ページをお願いいたします。本報告につきましては、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき報告を行うものでございます。別冊資料「令和２年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団決算書」及び「令和３年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団事業計画書及び予算書」により報告させていただきます。

決算書の１ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は本市における文化芸術の振興を図るため、飯塚市文化会館指定管理業務及び受託事業として、イイヅカコミュニティセンター、飯塚市歴史資料館の管理業務に取り組んでおります。飯塚市文化会館指定管理業務は文化会館の管理運営業務と芸術文化振興事業の実施が主な内容となっており、１ページから６ページにその概要を記載しております。４ページ、自主文化事業につきましては、鑑賞事業、参加育成事業、支援事業、出前講座事業、その他事業（文化芸術情報の収集及び発信事業）の５事業を実施しております。６ページから９ページに令和２年度に実施いたしました自主事業の実施状況を記載しております。１０ページから１２ページに令和２年度の公益財団法人の理事会の開催状況、１３ページに受託事業に係る業務概要を記載しております。１６ページをお願いいたします。令和２年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の正味財産増減計算書でございますが、決算額の経常収益計２億５６０万２７２１円から、１７ページ、経常費用計２億４８０万６１３２円を差し引いた、当期経常増減額は７９万６５８９円となり、これに一般正味財産期首残高と指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は、１億１８６５万１９６７円となっております。１５ページに貸借対照表、１８ページ、１９ページに正味財産増減計算書内訳表、２０ページに財産目録、２４ページには事業団の監査報告書を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。決算につきましては、以上でございます。

続きまして、令和３年度の事業計画及び予算について、ご説明いたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は公益財団法人として、中長期的な視点に立ち、将来にわたって飯塚市における市民の芸術及び文化の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目的としております。別冊資料「事業計画書及び予算書」の１ページには、令和３年度事業計画の基本方針、２ページから５ページにかけて事業区分別の概要を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

予算につきましては１１ページをお願いいたします。令和３年度当初予算額は、経常収益計２億１７３７万１千円に対し、１２ページ、経常費用計２億１９６２万３千円でございます。当期一般正味財産増減額はマイナス２２５万２千円となり、前期繰越収支額である一般正味財産期首残高より充当し、一般正味財産期末残高は１５６０万３３７８円。これに指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は１億１５６０万３３７８円でございます。収入の主なものは、文化会館指定管理料、施設利用料金収入及び受託収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、自主文化事業の実施費用等の公共施設管理運営事業費などでございます。１３ページから１４ページに収支予算書内訳表を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第１２号　一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」の報告を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　「報告第１２号」について、ご報告いたします。本件につきましては、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

議案書の４９ページをお願いいたします。まず、「報告第１２号　一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」について、ご説明いたします。別冊となっております「一般財団法人サンビレッジ茜　令和２年度事業報告及び決算書」の３ページ、公益事業報告をお願いいたします。公益事業に基づく実施事業の概要につきましては、３ページから６ページにかけて記載しております。令和２年度におきましては、利用者増を目指しさまざまな営業活動や特別プランの作成を行いましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者が減少する結果となりました。今後は新型コロナウイルス感染症の状況を見きわめながら、より質の高いサービスの提供と効果的な運営に努めることといたしております。内容の詳細につきましては、省略させていただきます。

続きまして、令和２年度の公益事業の収支決算につきまして、７ページから１０ページにかけて収支決算書を添付しております。８ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は８２４４万２５２２円、支出の決算額は、９ページの下段に記載しておりますとおり、７２１６万２０円となっております。単年度収支としましては、新型コロナウイルス感染拡大による利用料収入減少の影響額を市より補填しておりますことから、１０２８万２５０２円の黒字となっております。１０ページをお願いいたします。前期繰越収支差額はマイナス１６３９万８６０９円となっておりました。当期収支差額と合わせまして、次期繰越収支差額は６１１万６１０７円のマイナスとなっております。以下、１１ページ、１２ページに貸借対照表、１３ページ、１４ページに正味財産増減計算書、１５ページに財産目録、１６ページに監査報告書を添付いたしております。内容の詳細につきましては、省略をさせていただきます。

次に、収益事業について、ご報告いたします。１７ページをお願いいたします。収益事業につきましては、「食」の提供等を通じて、公益事業を補完する事業でございます。主な事業としましては、レストランの運営による施設利用者への飲食の提供などで、収益事業におきましても新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者が減少し収入が落ち込む結果となっております。内容の詳細につきましては、省略をさせていただきます。

次に、収益事業の収支決算につきましては、１８ページ、１９ページに収支決算書を添付いたしております。収入の決算額は１８ページの中段に記載しておりますとおり、１０４８万６４９４円、支出の決算額は１９ページの上段に記載しておりますとおり、７６９万４７３２円となっております。単年度収支としましては２７９万１７６２円の黒字となっております。また、前期繰越収支差額はマイナス１５１万３９０１円となっておりました。当期収支差額と合わせまして、次期繰越収支差額は１２７万７８６１円のプラスとなっております。以下、２０ページに貸借対照表、２１ページに正味財産増減計算書、２２ページに財産目録、２３ページに監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、令和３年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算につきまして、ご説明いたします。令和３年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業計画につきましては、３ページから５ページにかけまして事業の基本方針並びに内容について記載しております。事業計画の内容につきましては、自主事業の実施などを中心に、総合的な自然体験型教育施設づくりにも引き続き取り組むこととしております。

続きまして、公益事業の予算につきましては６ページに記載しておりますとおり、収入・支出、７６３９万８千円となっております。予算明細書につきましては７ページから１０ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略をさせていただきます。１１ページをお願いいたします。収益事業計画につきましては、公益事業の目的達成のため、「食」の提供等を通じて公益事業を補完する事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。予算につきましては１２ページに記載しておりますとおり、収入・支出、１４２０万６千円となっております。予算明細書につきましては１３ページ、１４ページに記載しております。内容の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、「報告第１２号」についての説明を終わります。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　サンビレッジ茜ですが、先ほどコロナの影響がというふうに言われました。コロナ感染防止対策としてどういったことに取り組んでいるのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　施設におきましては手指消毒、それから検温、また、利用者の名簿の作成等、通常、公共施設で行われております感染予防対策を講じているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　サンビレッジ茜において感染防止に万全の努力をしているという周知はどのようにしていますか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　サンビレッジ茜の入場者、また、サンビレッジ茜の広報、ホームページ等、いろいろな情報伝達手段で周知をしているという形で伺っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　一般財団法人サンビレッジ茜は、本市とは法的にはどういう関係になりますか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　指定管理者として、指定している財団法人でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何か指定管理者としての契約以外に、そのほかに何か契約関係がありますか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　指定管理委託以外の契約はございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何か指定管理以外の意味合いにおいて、補助金を出したりしていますか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　補助金等は出しておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　本市の例規集に定款が載っております。第６章に役員とあって、理事会が規定されていますね。この理事会はどういう役割を果たすのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　サンビレッジ茜の組織としての、理事会としての意思決定等、予算の審議とか、そういう部分で理解しています。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　理事会は何人で構成していますか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　申しわけございません。ちょっと今、理事名簿が手元にありませんので、お答えできません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　理事長の役割はどういう役割になっていますか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　理事長につきましては、サンビレッジ茜の統括としての責任者という形で理解しています。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　評議員会というのが別にあるようですけど、理事会の理事長がこの一般財団法人の最高責任者なのですか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　そのように理解しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　片峯　誠市長の後援会の役員を、理事長ないし役員がしたことがありますか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　はい、あります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そのことについて、市としてはどういう交通整理をしているのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　当課としましては、理事長につきましてはサンビレッジ茜の理事長としての位置づけとして考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　指定管理という法的関係がある中で、指定管理者の最高責任者が、契約相手である市長の後援会の役員をしたことがあるということについて、今くらいの答弁ですか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　理事長につきましては、サンビレッジ茜の運営について、責任を持って行っていただいているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今、指定管理者は本市には何団体というか、何者ぐらいあるのですか。

○議長（松延隆俊）

　川上議員、サンビレッジ茜の件についてでございますので、いいですか、もう一度。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、今の答弁だと、飯塚市の指定管理者の最高責任者はそれぞれあるわけですけれども、契約相手である飯塚市長の政治的後援会の役員になっても、何ら問題はないということになってしまうんだけど、みんななったらどうします。今の論理、今の立場だったら、指定管理者は、契約相手の市長の後援会の役員になっていいということになりますよね。みんななりたがるのではないですか。そういうような状況が許されるということになる答弁だと思うけど、そういうことなのですか。

○議長（松延隆俊）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　繰り返しの答弁になりますけど、サンビレッジ茜の理事長という職制、職責の中で我々は認識しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ではもう商工観光課長ではなくて、片峯市長に聞きますけど、指定管理者になってもらっている相手と、片峯市長じゃなくてもいいのですよ、飯塚市長がなってもらっている相手に、自分の政治的後援会の役員をしてもらうということが適当であるかどうか。公正中正な市政を運営していく上で、適当であるというふうに思われますか、市長は。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　まず、きちんと整理しておきたいのが、私が市長になって理事長にご就任いただいたわけではないということが一つでございます。これを御承知で質問なさっているのだと思いますが、私は教育長をする前任の方で、仕事においても、人としての行動においても、極めて尊敬する方でありますので、後援会の会長として、当時、指定管理の理事長でしたけれどお願いをしました。そのときに法的に問題があるのかということを調べましたら、法的には問題がないということで続けていただいておりましたが、今、ご指摘のような、しかしながら、何かあるのではないかというような、優遇的なものが働くのではないかというような意味でご質問なさっているのだと思いますから、あえてお答えしますが、ご本人もそのようなことを気になされまして、任期切れのタイミングで、現在、理事長職を辞されているところでございます。

○議長（松延隆俊）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは飯塚市政のために質問しているので、何かがあっているとか、あるに違いないとかいうことではありません。先ほど言ったように、それができるのであれば、指定管理の責任者は契約相手である飯塚市長の後援会に入りたいよねと、そういうようなことになるとぐあいが悪いでしょう。ですから、どこかでこれは整理をしておかないと、という趣旨のことです。何かがあるとか、そういうことを決めつけて言っているわけではないです。質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員」を指名いたします。３番　光根正宣議員、２８番　秀村長利議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和３年第４回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後　２時４３分　閉会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　松　延　隆　俊

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　守　光　博　正

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　宮　山　哲　明

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

書記　　伊　藤　拓　也

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　久　原　美　保

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　山　田　哲　史

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　中　村　洋　一

防災安全課長　　白　石　善　彦

財政課長　　落　合　幸　司

商工観光課長　　小　川　敬　一

文化課長　　坂　口　信　治

企業管理課長　　榊　　　敏　江